

# 経過措置適用会社の状況について

東京証券取引所 上場部

2025年2月18日



# 経過措置適用会社の直近の状況

◆ 直近の経過措置適用会社は合計 267 社

※ 基準適合の判定状況は 2024 年 10 月末時点までを反映

## 基準ごとの適合していない会社数

### プライム

流通株式時価総額（100億円以上）	: 53 社
流通株式比率（35%以上）	: 15 社
売買代金（0.2億円以上／日）	: 3 社
合計（重複除く）	: <b>69 社</b>

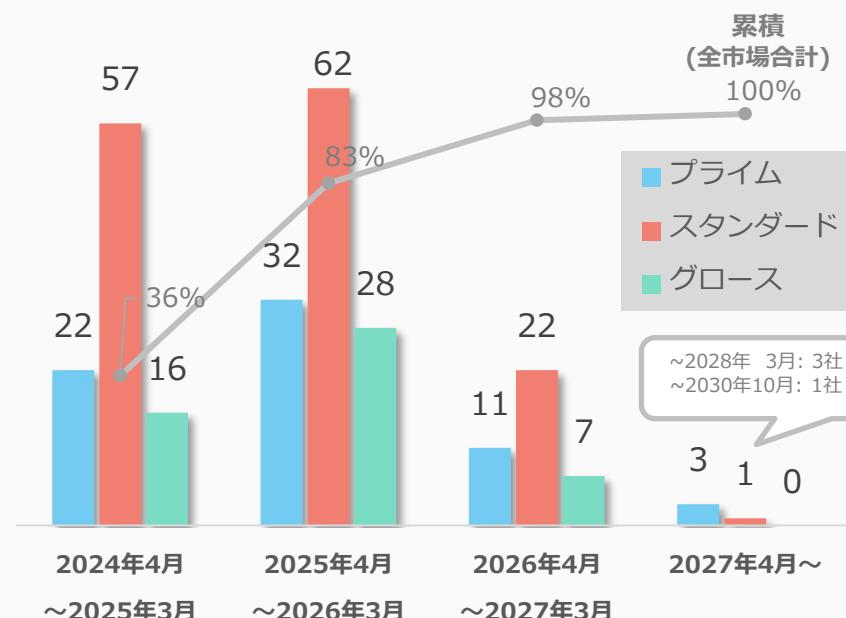
### スタンダード

流通株式時価総額（10億円以上）	: 93 社
流通株式比率（25%以上）	: 54 社
株主数（400人以上）	: 2 社
合計（重複除く）	: <b>147 社</b>

### グロース

流通株式時価総額（5億円以上）	: 7 社
流通株式比率（25%以上）	: 19 社
時価総額（10年経過後40億円以上）	: 26 社
合計（重複除く）	: <b>51 社</b>

## 計画期間の終了時期の分布



- 注：
- 2024年10月末時点までの判定状況を反映
  - 非公開化予定企業を除く
  - 計画期間について、複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

(参考) 経過措置適用会社の一覧 : <https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/improvement-period/index.html>

# 今後の対応方針

- ◆ 株主・投資者に対して、経過措置が間もなく終了し、最短での上場廃止まで1年余りとなる中、周知（注意喚起）を強化
- ◆ 経過措置対象会社（特に本年3月以降改善期間に入る企業）に対して、以下のとおり、他社では基準適合に向けた取組みのほか、市場区分変更、他取引所への重複上場、非公開化など、様々なコーポレートアクションの検討・実施が進む中、こうした動きを周知のうえ、必要な取組みを検討・実施いただくよう促していく

## 経過措置適用会社の直近の動向 (対象：2023年末時点の適用会社345社)

### 基準への適合

- **119社**が基準に適合 (プライム：49社、スタンダード：59社、グロース：11社)  
※ 54社が新たに基準未達 (プライム：15社、スタンダード：26社、グロース：13社)

### 市場区分変更

- **31社**からスタンダード市場への市場区分変更についての事前相談があり (プライム：23社、グロース：8社)、うち**1社**が実際に市場区分変更を実施  
※ その他、基準に適合している会社からも前広に事前相談が行われている (約50社)

### 他取引所への重複上場

- **16社**が国内の他取引所への重複上場を実施 (プライム：1社、スタンダード：15社)  
※ その他、基準に適合している会社も重複上場を行う動きが見られる (約10社)

### 非公開化

- **14社**が他社とのM&AやMBOなどを通じて非公開化を実施 (プライム：2社、スタンダード：10社、グロース：2社)  
※現在、整理銘柄期間中の会社を含む

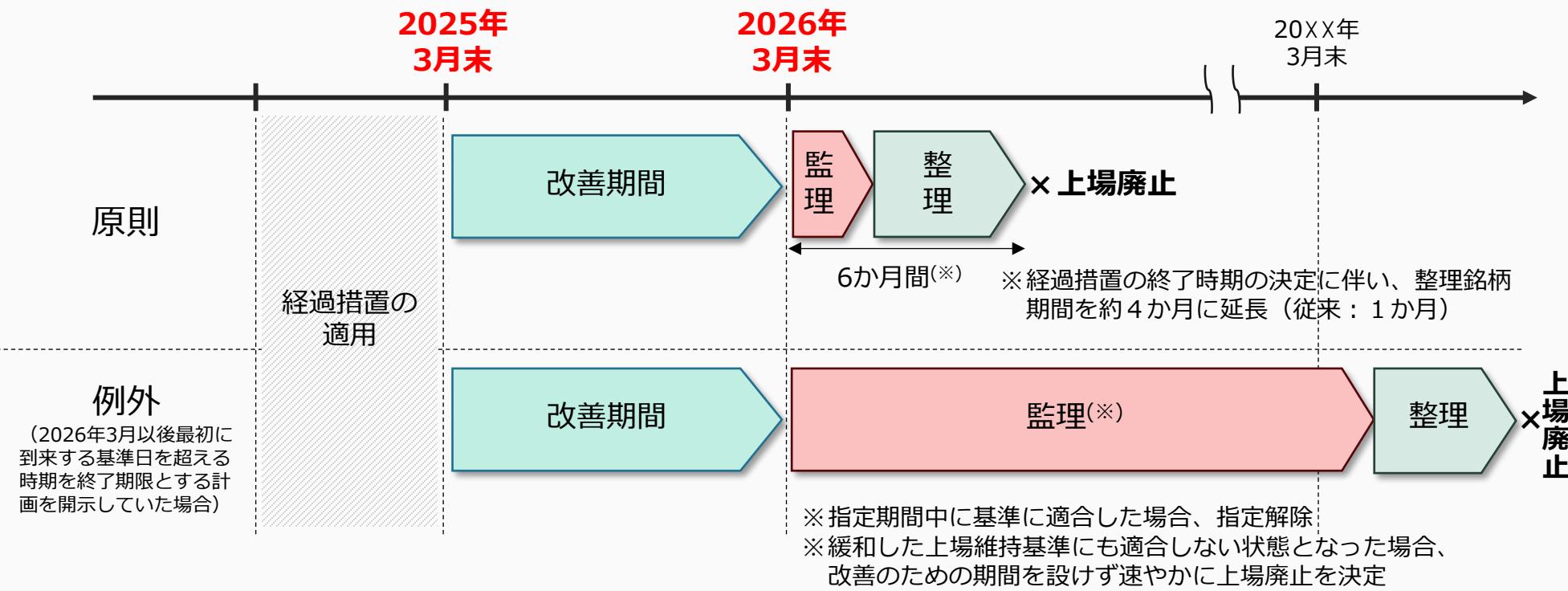
※ 2024年1月以降の動向を集計 (基準への適合状況は2024年10月末時点までを反映)

# 経過措置終了後のスケジュール

## ◆ 最短で2026年3月においても改善がなされなかつた場合には、下図の日程で上場廃止

- 本年3月1日以後に到来する基準日から、本来の上場維持基準を適用
- 上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間入り
- 改善期間内に基準に適合しなかつた場合は、原則6か月間の監理・整理銘柄期間を経て上場廃止

### <3ヶ月期決算会社の日程例>



# 参考：スタンダード市場への市場区分の変更について

## 上場会社向け説明資料

- ◆ 経過措置の終了に伴い、**スタンダード市場への市場区分の変更に係る質問・相談が増加していることを踏まえ、手続き・審査基準等の概要に関する説明資料を公表（2025年1月）**

【掲載先】 [https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/nlsgeu000005p6i4-att/Standard\\_Ver1.pdf](https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/nlsgeu000005p6i4-att/Standard_Ver1.pdf)



## 上場会社向け相談窓口

- ◆ 市場区分の変更を検討する上場会社向けに、**事前相談窓口を設置**

【相談窓口】 東京証券取引所 上場推進部 [ipo@jpx.co.jp](mailto:ipo@jpx.co.jp)

※ 市場区分の変更を行う可能性がある場合には、できる限り早期に（原則、市場区分の変更申請の6か月前までを目途に）、相談窓口までご一報いただけようお願いしております。